

秋田市移住定住無料職業紹介業務運営要領

平成29年11月30日
企画財政部長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、秋田市（以下「本市」という。）への移住希望者の雇用機会の拡大を図ることにより本市への移住・定住を促進することを目的として職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「法」という。）第29条第1項の規定に基づき本市が行う無料職業紹介業務（以下「職業紹介業務」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものである。

(職業紹介所名および設置場所)

第2条 前条の無料職業紹介業務を実施する職業紹介所名と設置場所は、次の表のとおりとする。

職業紹介所名	設置場所
秋田市移住定住無料職業紹介所 (秋田窓口)	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市企画財政部人口減少・移住定住 対策課移住定住担当内
秋田市移住定住無料職業紹介所 (東京窓口)	東京都千代田区平川町二丁目4番1号 日本都市センター会館11階秋田市東京 事務所 秋田市移住相談センター内
秋田市移住定住無料職業紹介所 (八重洲窓口)	東京都中央区京橋一丁目4番14号 T O K I ビル6階 秋田市移住相談八重洲センター内

2 前項の職業紹介所の開所日および開所時間は、設置された課又はセンターに準ずる。

(求職者)

第3条 職業紹介業務の対象者（以下「求職者」という。）は、本市への移住希望者とする。

2 求職者に紹介する求人の取扱職種は全ての職種とし、求人者は秋田市内の事業者とする。

(求人)

第4条 求人の申込みがあったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、全て受理しなければならない。

(1) 申込みの内容が法令に違反するとき。

(2) 申込みの内容である賃金、労働時間その他の雇用条件が、通常の雇用条件と比べて著しく不相当であると認めるとき。

(3) 求人者が雇用条件等を明示しないとき。

(4) 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第11条によって、公共職業安定所が求人不受理とすることができる求人者に該当する旨の自己申告があった求人者からの学校卒業見込み者等であることを条件とした求人

2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が来庁し、求人申込書（様式第1号）により行う。ただし、来庁できないときは、郵便、ファクシミリ又は電子メールによる申込みでも差し支えない。

3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示しなければならない。

(求職)

第5条 求職者から求職の申込みがあったときは、その内容が法令に違反する場合を除き、全て受理しなければならない。

2 求職の申込みは、求職者が来庁し、求職申込書（様式第2号）により行う。ただし、来庁できないときは、郵便、ファクシミリ又は電子メールによる申込みでも差し支えない。

(就労の機会の提供)

第6条 求職者に対する就労の機会の提供に際しては、法第2条に規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、法第5条の7の規定に基づき、求職者の能力に適合する就労の機会の提供に努め、求人者に対しては、その雇用条件に適合する求職者を紹介するよう努めるものとする。

- 2 求職者に対しては、従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は求職者が希望する場合には電子メールにより明示しなければならない。
- 3 求職者を求人者に紹介するときは、求職者に対して紹介状（様式第3号）を発行するものとする。
- 4 求職者は、前項の紹介状を持参のうえ、求人者を訪問するものとする。
- 5 同盟罷業（ストライキ）又は作業所閉鎖（ロックアウト）の行われている事業所に対しては、求職者を紹介しないものとする。

（苦情処理）

第7条 職業紹介業務に関する苦情を受けたときは、これに適切かつ迅速に対応しなければならない。

（個人情報 の 適正 な 取扱い）

第8条 求職者又は求人者から知り得た個人情報は、法第5条の4および第51条の2の規定、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令ならびに別に定める秋田市移住定住無料職業紹介業務個人情報適正管理要領の規定に基づき、適正に取り扱わなければならない。

（報告）

第9条 雇用関係が成立したときは、求人者にあつては採用連絡票（様式第4号）で、求職者にあつては書面又は口頭で本市に対して報告するものとする。ただし、当該連絡票又は書面での報告の方法については、来庁のほか、郵便、ファクシミリ又は電子メールによる報告でも差し支えない。

（雇用機会 の 均等 待遇）

第10条 求職者および求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、差別的な取扱いをしてはならない。

（委任）

第11条 この要領に定めるもののほか、必定な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項の表の「秋田市移住定住無料職業紹介所（八重洲窓口）」の規定は、令和元年5月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年5月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年9月20日から施行する。